

○助産学専攻科学期末試験欠席の取扱いに関する申合せ

助産学専攻科履修規定第8条に規定する試験欠席については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 やむを得ない事情により試験欠席承認願の提出ができない場合は、教務課あて電話等により連絡するものとし、やむを得ない事情が解消次第、すみやかに試験欠席承認願を提出するものとする。
- 2 試験欠席承認願に添付する書類は、病気（学校保健法施行規則（昭和33年6月3日文科省令第18号）第19条第1項に定める感染症の罹患（以下「感染症罹患」という。）を含む。）の場合は医師の診断書、親族の死亡による忌引（以下「忌引」という。）の場合は会葬礼状とし、その他の場合は、その事情がわかる書類を添付するものとする。
- 3 欠席理由が感染症罹患又は忌引による場合の試験欠席を承認できる期間の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 感染症罹患の場合は、別表1に定める期間
 - (2) 忌引きの場合は、別表2に定める期間
 - (3) その他の場合は、必要と認められる最小限度の期間
- 4 試験欠席の連絡があった場合は、次のいずれかの処理を行う。
 - (1) 試験欠席承認願の提出があった場合
 - ① 教務課は、試験欠席承認願の写しを教務課長、学務委員会委員長及び学務委員会副委員長（以下「関係者」という。）あて送付し、報告を行う。
 - ② 関係者は、状況調査を行い、調査結果に基づき、当該試験欠席承認願の取扱いについて決定を行う。
 - (2) 試験欠席承認願の提出が遅れる場合
 - ① 教務課は、関係者に試験欠席の連絡があった旨の報告を行う。
 - ② 関係者は、状況調査を行い、調査結果に基づき、当該試験欠席の取り扱いについて決定を行う。
 - ③ 教務課は、試験欠席届が提出された時点で、すみやかに、試験欠席届の写しを関係者に送付し、報告を行う。
- 5 試験欠席承認願の取扱いについては、原則として、学務委員会での報告事項とする。